

難民 Refugees

Number

30

2004年第3号

UNHCR
ニュース

United Nations
High Commissioner
for Refugees

国連難民高等弁務官事務所

Special Report

スーダン難民 新たな緊急事態 不足する援助資金



日本のODA
50周年を迎えて



UNHCR
The UN Refugee Agency

Contents

- Operation Report**
- 3 **チャド
スーダン難民
新たな緊急事態
不足する資金**
-
- Partnership in Action**
- 5 **スーダン内戦と難民**
-
- Guest Column**
- 6 **外務省 経済協力局 審議官
兒玉和夫**
- 7 **法務省 入国管理局 参事官
沖 貴文**
-
- Domestic Asylum in Japan**
- 8 **日本の難民保護 第10回**
-
- eセンターから**
- 9 **モンゴルでのワークショップに
参加して**
-
- Staff Profile**
- 10 **私とUNHCR 第10回**
-
- From "Refugees" Magazine**
- 11 **もう故郷は安全か？**
-
- Guest Column**
- 13 **毎日新聞 大阪本社 社会部
中尾卓司**
-
- Information**
- 14 **2004年
「世界難民の日(6月20日)」**
-
- News**
- 15 **UNHCRの援助対象者が減少**
- 16 **日本と庇護**

難民
Refugees
Number 30
2004年第3号



— 表紙写真 —
過去の記録写真から

◀メイン (モノクロ)
1994年、ザイールへ逃れようと、国境の橋のルワンダ側で入国の許可を待っていたルワンダ難民たち。
UNHCR/H. J. Davies

上 チャドに逃れたスーダン難民。国境付近は危険でかつ援助が受けられないため、UNHCRなど援助団体が、国境から離れた地域にキャンプを設営し、難民たちを移動させた。
写真：井上清治 (HCR協会)

下 タイにあるタムヒン・ミャンマー難民キャンプの子ども
撮影：沼田早苗

Message from the Editor

2004年は、日本のODAを通じた国際貢献の50周年にあたります。長年にわたり日本は、UNHCRの難民援助に対する世界第2位の資金拠出国です。今号では、ODAが難民支援に果たす役割についてご寄稿いただきました。UNHCR駐日地域事務所では10月2、3日、東京・日比谷で行われる「国際協力フェスティバル」に今年も参加する予定です。

5月には「出入国管理及び難民認定法」の改正案が成立し、1982年に難民認定制度が整備されて以来の初の抜本的な改正です。この点についても焦点をあててお届けします。

さて、世界に目を転じると、UNHCRの援助対象者の数は全体として大幅に減少しています。その一方で、特集でお伝えするようにスーダンでの新たな紛争から隣国チャドに人々が逃れ、緊急事態が続いています。国際社会の注目の集まらないこの現実により多くの読者の方々が関心を持ってくださるようお願いいたします。

(UNHCR東京事務所 広報室)

掲載記事の転載をご希望の方は、事前に下記のUNHCR広報室にご相談下さい。なお、転載の際には、記事の全文掲載をお願いします。

お知らせ

UNHCR日本・韓国地域事務所はホームページを開設しています。ぜひご活用下さい。資料紹介もあり、ホームページから電子メールでのお申し込みも可能です。

<http://www.unhcr.or.jp>

資料に関するお問い合わせ先

UNHCR (ユー・エヌ・エイチ・シー・アール)
東京事務所 広報室
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-70
UNハウス (国連大学ビル) 6階
TEL 03-3499-2310 (広報室直通)
FAX 03-3499-2273

その他のお問い合わせ先

TEL 03-3499-2011 (代表)

UNHCRニュース

「難民 Refugees」No.30 2004年9月

発行人 ビルコ・コウルラ
編集 浅羽俊一郎、箱崎律香、野中聖子
デザイン 鈴木俊秀
制作 (株)トライ

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に支えられています。ご寄付は郵便振替にてお願いいたします。

口座番号 00140-6-569575

加入者名 HCR協会
(手数料加入者負担)

Chad



チャドはアフリカの北部、リビアの南に位置し、国の北部ではサハラ砂漠が少しずつ拡大している。面積は日本の3.4倍だが、人口は東京のほぼ3分の2にあたる850万人しかいない。気温は日中は50度まで上がり夜間でも40度。6月から9月は雨季である。

□ 首都
 (M) UNHCR事務所
 ▲ 難民キャンプ



国境のキャンプから到着し、テントの支給を待つ難民たち。写真：筆者

Operation Report

スーダン難民 新たな 緊急事態 不足する援助資金

昨年2月以来、スーダンでは二つの大きな動きがありました。一つは20年以上におよぶスーダン南部での政府と反政府グループとの内戦が収拾に向かって動き出したこと。もう一つはスーダン西部のダルフル地方で新たな内戦が起こり、隣国チャドへの難民流入が始まったことです。私は6月の始めにチャドを訪れ、スーダン難民の現状を見てきました。

スーダン西部のダルフル地方では昨年2月以来、政府が後押ししているアラブ系の民兵と非アラブ系の反政府勢力との間で紛争が続いており、村々は相次いで攻撃を受けています。これは国連の調査団によると「最悪の人道危機」と言われ、略奪・レイプ・焼き討ちが続くなか130万人近い住民が故郷を追われ、多くはスーダン政府が管理する国内避難民キャンプに逃れ、約18万人が国境を越えてチャドに流出し難民となっています。

私たち調査チームは、まずチャドの最西端に位置する首都ンジャメナのUNHCR事務所を訪れ、現場の状況について聞きました。そこから小型プロペラ機で東へ1時間30分、UNHCRの現場の活動拠点である東部の町アベシエに入りました。アベシエは町というより村落という様相で、緑の多いンジャメナと異なり埃っぽく、乾燥した、水もあまりなさそうな所です。以前ソマリアで仕事をしていた時、ソマリアは何と貧しい国だろうと思いましたが、15年前のソマリアより、現在のチャド東部の方がはるかに貧しく、大変なところだと感じました。

難民が流入しているこの地域は、^{かんぼく}灌木もまばらな^{どぼく}土漠地帯で、この辺りも地元住民が燃料用の薪や小屋を作るために木を切れれば、数年で砂漠になるだろうといわれています。当初、それほど難民の数も多くはならないだろうと考えた地元住民は難民を親切に受け入れ、僅かな食糧を分け、難民が連れてきた家畜が草を食むのも大目に見ていました。しかし、難民

の流入は止まらず、UNHCRは緊急援助チームを送り、なんとか対処しようとしてきました。一方、地元住民も徐々に自分たちの生活が圧迫されるのを感じ始めました。

この事態を受けて、UNHCRは難民の安全と生活の安定化に向け活動を展開してきました。急きょ取り組んだ大きな課題は二つあります。

一つは、スーダンの民兵集団が国境を越えて難民を襲撃するため国境から離れた安全な所にキャンプを設営し難民を運ばなければならないこと。UNHCRは、チャド政府と共にキャンプを設営するための実地調査を行い、清潔である程度の量の水が供給でき、物資のトラック輸送がしやすい土地10か所をチャド政府より提供してもらいました。そのうち7つのキャンプは私たちが訪れた頃、すでに国境沿いから移送されてきた難民でいっぱいになっており、8つ目のキャンプへの難民の移送を行っているところでした。

もう一つの課題は、6月に雨季が始まると道は不通になり、陸路では首都からキャンプに食糧や救援物資を輸送出来なくなることです。雨季でなくても、チャド東部とリビアと国境



UNHCR駐日地域 副代表

浅羽俊一郎



難民から話を聞く筆者 UNHCR

を接するチャド北部は砂漠地帯であり、道路の状態が非常に悪く、私たちも、4輪駆動車のタイヤがパンクし、炎天下で修理を待たねばなりません。このような事情で、雨季前のキャンプ設営と物資の備蓄が急がれました。

難民の保護・支援活動では、通常UNHCRが他機関との連絡と調整に当たります。チャドでもWFP（世界食糧計画）やNGO（非政府組織）と活動を分担しています。WFPは、雨季の間に必要な食糧の備蓄に努めていました。そうでないと雨季の間、費用のかさむ空輸に頼ることになってしまいます。一方NGOは、「チャド赤十字」が難民の国境からの移送、「国境なき医師団」が医療と給水、「ケア・インターナショナル」がキャンプの管理にあたっていました。今回の調査に参加した日本のNGO「緑のサヘル」はキャンプにおける環境対策、農業指導などを行う予定です。支援を担当する組織が決まらない分野もありますが、教育に関してはいずれユニセフが行う予定です。

流動的な状況下では、人道支援も計画通りには進みません。私たちが国境から移送する難民の他に何千人もが自力でキャンプにたどり着き、多くのキャンプでは難民の数が計画を大幅に上回り、公衆衛生上の問題や水不足などが起こっています。本来なら1日一人当たり目標15～20リットル必要な飲用水を5リットルしか配給できない、というキャンプも出てきました。そのため、キャンプの新設と、一部の難民の移動が急がれます。

さらに、難民の滞在が長引けば、地元住民への負担は大きくなり、最悪の場合、彼らまでもが生活できなくなることも考えられます。そうなれば、地元住民のキャンプへの流入や他の村落への避難という事態が生じる可能性があります。現状では、現場の支援体制にはゆとりがなく、チャド政府にも難

民を支援するだけの経済力などの能力はないのです。

難民が家畜の飼料、燃料、小屋の建材として樹木を切れば、キャンプ周辺の自然破壊が進みます。ですから、早い段階から開発・環境専門の機関が難民受け入れ地域の環境対策を講じる必要があります。また、スーダン国内に留まっている100万人を越える国内避難民が、今後さらにチャドに逃れてくる事態も予想されます。

このようにまだ状況の悪化が予想されるチャドへのスーダン難民の流入ですが、国際社会の関心の低さが最大の懸念事項です。昨年以來、UNHCRは繰り返し、この緊急事態について訴え、資金援助を要請しましたが、反応は大変鈍いものでした。こうした状況を知り、UNHCRの親善大使アンジェリーナ・ジョリー（米国の女優）は自らスーダン国境や難民キャンプを訪れ、難民と人道支援職員を励まし、国際社会にアピールしています。

7月にはアナン国連事務総長もスーダンのダルフル地方を訪れ、スーダン政府に対して治安の改善と避難民救援を要請しました。支援が遅れれば、50万人以上の飢死者を生み出す恐れがあります。

UNHCRは2004年のチャドに逃れたダルフル難民の支援

のために5500万ドルの予算を計上しましたが、今のところ、まだ半分も確保できていません。しかし、現場では、支援なしには生きてゆけない、大きな不安を抱える難民たちがいます。そんな人々に「国際社会はあなたたちを見捨てていません」というメッセージを伝えたいと、NGOやUNHCRの職員は灼熱の太陽が照りつける過酷な環境下で、体力、気力ともに消耗しながら、汗を流し働いているのです。

知らなかったでは済まされません。彼らの努力に応え、難民に援助する時です。

「難民 Refugees」UNHCRニュース、29号の伊藤礼樹のスーダン報告(p.3-4)を参照ください。

プレイング・キャンプに備蓄されている援助物資
写真：井上清治（HCR協会）

プレイング・難民キャンプ 写真：井上清治（HCR協会）



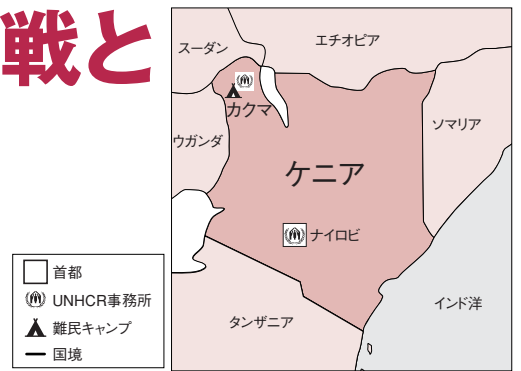
危険な国境地帯からミレ・キャンプに到着してトラックを降りる難民たち。 写真：井上清治（HCR協会）



中央が筆者。カクマ難民キャンプにて

スーダン内戦と 難民支援

ワールド・ビジョン・ジャパン
プログラム・オフィサー
坂 賢二郎



スーダン内戦と難民

スーダンでは現在まで20年以上続く内戦の結果、これまで200万人以上が死亡、アフガン難民に次ぐ数の60万6179人が難民生活を余儀なくされている。さらに先般西部ダルフルで新たに発生した難民²¹を加えると、現在約80万人のスーダン難民が存在していることになる。現在、国連・各国政府、そしてNGOが対スーダン人道支援の実施に向けて奔走している²²が、必要とされる支援に十分追いつけていないのが現状である。

スーダンとカクマ難民キャンプ

スーダンは近隣9か国と陸続きの国境を接しており、難民となった多くの人たちは主にそれらの国に流入している。我々ワールド・ビジョン・ジャパンがUNHCRとの事業を行っているケニア北西部、スーダンとの国境から百数十キロに位置するカクマ難民キャンプにも、約6万1000人のスーダン難民²³が避難生活を送っており、今なお新規の難民流入が続いている²⁴。

ワールド・ビジョンの活動

カクマは年間降水量数十ミリの砂漠地帯に位置し、日中の気温が年間を通して40度近くにまで上昇する非常に厳しい自然環境の中に設立されている。このため、強烈な日差しを避ける住環境、また、人の出入りが比較的自由的なキャンプであるため、わずかな持ち物と安全を守ることのできる住環境は生存のための必須条件なのである。

カクマ・キャンプにおいて、ワールド・ビジョン・ジャパンはUNHCRの委託のもと、難民に対する簡易住居（シェルター）の建設・提供事業を主に行っている。2000年にカクマ・キャンプで活

動を開始して以来、昨年までに4000棟以上を新規建設、2000棟以上のシェルターの修復を通して、難民に対する人道支援を行ってきた。

我々はシェルター建設を始めるにあたり、新しい建築方法を導入した。これは、土と水をこねた泥をレンガ型（木枠）で抜き天日で乾燥させて作った日干しレンガを1000個ほど積み上げて壁を作り、その上に材木で屋根の骨組みをしたのち屋根材として鉄板を葺くという建築法である。これは、泥塗りの壁に木の枝を組み合わせて作られた旧来の単純なシェルター建築法とはまったく異なるものであった。これによって、シロアリや風雨による浸食によって従来建築から半年ごとに修復を必要としていたシェルターの寿命を7~8年にまで延ばし、あわせて居住性と安全性の向上を図ることに成功した。

この新型シェルター建設には別の効用もある。スーダン難民をはじめとするカクマ・キャンプで生活する難民の多くは、キャンプ周辺住民であるトゥルカナ族と同じくもともと遊牧を生活手段としている。このため、彼らトゥルカナ族との利害が衝突しないよう難民による牧畜は厳しく禁止されている。その結果として、難民はキャンプ内では基本的に収入の機会はなく、食糧など配布されるもの以外は手に入れることができない。

しかし、シェルター建設用の日干しレンガは誰にでも作るができるため、我々は難民のレンガ製造を奨励し、それを買上げることで収入機会の創出を行っている。

レンガ製造によって得られた収入によって難民たちは、支援の範囲内ではカバーされないものを入手することが可能になっている。また対価を伴った労働機会を提供することで、難民キャンプという

非常にストレスの多い環境の中で時折発生する、若者の暴力沙汰などの事件を防ぐこともできる。さらに、レンガ作りやそれを使った住居の建築は祖国に帰還した際にも活用できる技術であり、将来、復興の第一歩である“元難民”の住居の再建にも欠かせない技術を難民キャンプで身に付けることを可能にしている。

現在、スーダン政府と反政府組織との包括的和平合意が間近に迫っていると言われている。数え切れないほどの人たちが（その多くは一般市民）を巻き込んだアフリカ最長の内戦は、どのような形で終わるにせよ、カクマ・キャンプに流出した難民をはじめ、国内避難民など多くの人たちが安心して帰還し、生活を再開できるものでなければならない。ワールド・ビジョンでは、これまでの難民キャンプにおける支援にとどまらず、彼らが無事祖国に帰還し、また安心して生活を再開することができるよう、彼らに対する支援をこれからも継続して行っていく予定である。

注1 隣国チャドに新たに約20万人が難民として流出した。UNHCRでは、このうち約14万人を難民キャンプに収容している。

注2 たとえば、WFP（世界食糧計画）では今年10月までに合計120万人、12月までに合計200万人に緊急の食糧支援が必要になるとしている。

注3 UNHCRによると、スーダン難民はカクマ・キャンプにおいて人口の70%を占める（総人口は約8万7000人）。

注4 昨2003年にカクマ・キャンプに新規流入したスーダン難民は4614人にのぼる。



カクマ難民キャンプ内に建設されたシェルターの様子。写真提供：ワールド・ビジョン・ジャパン



ODA50周年を 迎えて

外務省 経済協力局 審議官
こだま かずお
兒玉和夫



ODA50周年と援助の理念

今から50年前の1954年、日本政府は、ロンボ計画に加盟した。これにより研修員の受け入れという日本の開発途上国に対する人道的援助が開始した。爾来半世紀を迎えるが、なぜ日本は開発途上国に対して援助をするのであろうか。

1992年のODA大綱は、ODAの理念を、「人道」と「相互依存」と定義した。難民支援活動は、被災し、飢餓・貧困・病に苦しんでいる人々を支援することであり、それは「人道」に適ったことである。他方、援助は、人道的観点のみからなされるのかと言えば、そうではない。「南」の開発途上国の開発・発展は「北」にとっても利益になることであり、「南」の貧困状況を放置することは、「北」を含む国際社会全体の平和と繁栄に影響を及ぼす。したがって、「北」は「南」との「相互依存関係」を認識し、自らの問題として援助を実施すべきということになる。小泉総理は、「情け（援助）は人のためならず」と言われたが、それはまさにこのことである。

それでは、2003年に改定されたODA大綱の新味な点は何かであろうか。一言で言えば、ODAは、回り回って我が国の安全と繁栄の確保、すなわち、我が国の国益に資するものであることを明確化したことにある。90年代始めとは異なり、ODA予算は、厳しい経済・財政事情の中、過去7年間で3割削減されてきた現実がある。これ以上のODA予算の削減は日本の国益を損なうという厳しい認識の下、事態の打開には、納税者たる国民各位の理解と支持の取り付けは必須である。「人道」と「相互依存」という理念を、よりわかりやすく国民の目線で言い直した結果が新ODA大綱における理念の再定義だったのである。

難民支援における日本の役割

世界全体における難民数は、92年のピーク時と比べ年々減少しており、アフガン暫定政権誕生後のアフガン難民の大規模な帰

還、アフリカ各地での「平和の定着」による難民の母国への帰還促進など全体としての難民情勢には近年大きな改善が見られる。

わが国のUNHCRに対する拠出は、米国に次いで世界第2位となっており、UNHCRの活動に大きく貢献している。緒方貞子現JICA理事長は、1991年から10年間、国連難民高等弁務官を務められた。90年代を通じた人道分野におけるUNHCRの貢献は緒方理事長のリーダーシップによるところ大であるが、同時に、その活躍が我々日本人一人ひとりに勇気と鼓舞を与えてくれたと思う。そして今日、我々は、UNHCR時代の現場経験を踏まえ緒方理事長が提起されてきた諸課題に答えるべく努力しているところである。

緒方理事長が共同議長を務められた「人間の安全保障委員会」は、2003年5月報告書を発表。国家が人々の安全を十分に担保できていないケースがあるとの現実を踏まえ、紛争時より復興・開発にいたるあらゆる段階において、個人の保護と能力強化を可能ならしめるような包括的な取り組みの必要性を提唱している。昨年8月に改訂されたODA大綱にも、紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが大切であると明記されている。

難民問題の恒久的解決に向けて

緒方理事長がUNHCR時代から指摘してきたもう一つの課題が、人道支援を行う際の「ギャップ問題」である。紛争後、緊急人道援助がフェーズ・アウトの段階を迎えるにあたり、難民・国内避難民の帰還先における円滑な復旧・復興支援が確保されなければ難民・避難民が再発生し、あるいは紛争の再発にもつながりかねない。90年代、緊急人道支援に続いて切れ目ない形で復興支援が行われることはほとんどなかった。そうした反省を踏まえ、「切れ目のない機動的な支援」をモットーに我々は、緊急人道支援と復興開発支援を連携させた具体的な取り組みを実践してきている。UNHCRとの協同の取り組み事例としては、我が国の「紛争予防・平和構築無償」を活用したアフガン帰還民の再定住支援や、アフガン帰還民および国内避難民に対する再統合支援プログラム（いわゆる「緒方イニシアティブ^{注1}」）などがある。

また、我が国は、庇護国の負担を軽減させつつ、長期化した難民問題の解決を図るとの観点から、本国への自発的帰還より現地定住がより現実的な選択肢となっている庇護国においては、難民の現地定住と受入地域の開発推進を結びつけた取り組みを実施している。我が国が、本年2月に「人間の安全保障基金」を通じて実施した「ザンビア・イニシアティブ^{注2}」プログラムは、その好例である。

なお、現地定住支援を進めるにあたって、近年、UNHCRとJICAとの間で、年次協議、人事交流、合同ミッション派遣等を通じた協力・連携が進んでいるが、切れ目のない人道・復興支援を確保する努力の一形態として高く評価されている。

緒方理事長の「現場」から物事を考え、実践していくとのメッセージは着実に浸透しつつある。今後も我が国は難民問題の恒久的解決に向けて、UNHCRなど人道支援組織を通じて努力を惜しまない所存である。

注1 緒方イニシアティブ—緒方貞子アフガニスタン問題総理特別代表が提言した帰還民のいる地域における包括的復興計画。諸機関が、互いに緊密な連携を取り、共同で取り組む支援方式。詳しくは外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp>)を参照。

注2 ザンビア・イニシアティブ—開発分野での難民の潜在的な能力を生かすことによって、ザンビア国内の難民の受け入れ社会における難民の統合を促進し、同時に受け入れ社会の発展を図るイニシアティブ。

(注の文責、編集部)



2002年、20年に及んだ内戦に停戦合意が結ばれ、国内避難民が故郷に帰り始めた。この村では帰還民たちが日本の支援によって生活再建に取り組んでいる。
UNHCR/S. Nonaka



法務省入国管理局 参事官

おき き ふみ
沖 貴文

難民認定制度の見直しについて

— 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律
(平成16年6月2日法律第73号)

1 趣旨

我が国が昭和56(1981)年に難民認定制度を創設して20年以上経過しましたが、近時における国際情勢の変化などに伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことや、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」から同制度の見直しを求める報告が提出されたことなどを踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から、今回の改正を行いました。

なお、今回の改正法に基づく難民認定制度の見直しは、公布から1年以内で政令で定める日(来年度の予定)から施行されることとなっています。

2 概要

(1) 申請期間の制限(いわゆる「60日ルール」)の撤廃

難民認定申請を上陸日または難民となる事由の発生を知った日からそれぞれ60日以内に行わなければならないという、いわゆる「60日ルール」については、今回の改正で廃止しました。

(2) 仮滞在許可制度の創設

難民認定申請中の者が不法滞在者である場合、その法的地位の安定化を図るため、仮滞在を許可する制度を創設することとし、仮滞在の許可を受けた者については退去強制手続を停止し、難民認定手続を先行して行います(61条の2の4、61条の2の6)。

仮滞在許可については、一定の退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由がある者、本邦に上陸した日から6か月を経過した後に難民認定申請を行っ

た者、迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入っていない者または本邦に入った後に刑法などに定める一定の罪を犯して懲役若しくは禁錮に処せられた者などを除き、付与することとしています。このような要件を設けたのは、不法滞在者が難民認定申請を行ったことのみを理由として仮滞在の許可を与えた場合、悪質な犯罪者などにまで自由な活動を認めることとなって我が国の安全または公の秩序に重大な影響を与えるばかりか、退去強制手続を免れることを目的とした濫用事案の増加を招き、結果として審査が長期化するなど、本来の難民保護を阻害するおそれがあるためです。

なお、「直接本邦に入った」とは、第三国の庇護を受けることなく、迫害地から本邦に直接的に逃れてきた状態をいい、本邦に入国するために第三国を単に通過したにすぎない場合や、第三国において予定された滞在期間及び現に滞在した期間が非常に短く、当該第三国から庇護を与えられなかった場合などを含みません。

また、仮滞在許可を受けることができなかった難民認定申請者については、退去強制手続は停止されないものの、申請中は出身国などに送還されることはありません。

(3) 難民として認定された者などの法的地位の安定化

難民と認定された者は、本邦に上陸した日から6か月を経過した後に難民認定申請を行った者、迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入っていない者、一定の退去強制事由に該当する者または本邦に入った後に刑法などに定める一定の罪を犯して懲役若しくは禁錮に処せられた者のいずれかに該当する場合を除き、一律に「定住者」としての在留を認めら

れることになりました(61条の2の2)。なお、これらの要件に合致しない者や難民不認定となった者についても、難民認定手続の中で在留を特別に許可すべきか否かの審査を行い、判断することとしています。

(4) 不服申立制度の見直し

これまで、難民認定申請に対する一次的な認定も、その不服申立てに対する決定も、いずれも法務大臣が行っていましたが、手続の公正性・中立性を高める観点から、第三者を不服申立ての審査手続に関与させる難民審査参与員制度を設けることとしています。難民審査参与員については、難民認定手続においては難民認定の基礎となる証拠が海外にあって収集が難しく、限られた証拠を的確に評価して適正な事実認定を実現すること、海外情勢を審査・判断に正確に反映させること、条約などを適切に解釈することなどが必要であることから、人格が高潔であって、公正な判断をすることができ、かつ、法律または国際情勢に関する学識経験を有する者の中から、法務大臣が任命します(61条の2の10)。

難民審査参与員は、異議申立人などの意見陳述に立ち会い、自ら審尋を行うこともでき、意見の提出を受けた法務大臣は、当該意見を尊重しつつ不服申立に対する決定を行います。例えば、法務大臣が申立てを却下・棄却する場合にはその理由とともに、難民審査参与員の意見の要旨も併せて明らかにすることとなっています(61条の2の9)。

おわりに

法務省としては、今後とも政治的迫害などから逃れ庇護を求める者を、迅速かつ確実に難民として認定し、保護するという姿勢で臨むこととしています。



UNHCR駐日
地域事務所
法務補佐

かねこ まい
金児真依

日本の 難民保護

第10回

去る2004年5月27日、第159回衆議院本会議において、「出入国管理及び難民認定法」(以下入管難民法)の改正案が成立し、6月2日に同法が公布されました。施行は来年度の予定とされています。1982年に日本の難民認定制度が整備されて以来、初の抜本的な改正であり、今の時代により即した制度への大きな一歩となりました。また、同改正にあたって先に参議院で採択された附帯決議では、入管難民法の運用や解釈に当たっては「国連難民高等弁務官事務所の解釈や勧告等を十分尊重すること」とされ、日本の難民保護における政府とUNHCRの協力関係の重要性が改めて確認されました。

(1) 申請期間の制限(60日ルール)の撤廃

今回の改正によって、難民申請を行う上での申請期間の制限は撤廃されました。これは公正な庇護手続きの国際的基準ののちだったものであり、UNHCRは高く評価しています。

(2) 仮滞在許可制度の創設

非正規に滞在している難民申請者でも、一定の条件の下で仮滞在が許可されるようになったことをUNHCRは歓迎しています。仮滞在が認められれば、申請期間中は収容されなくなるからです。

しかし、仮滞在許可が与えられる条件は厳しく、たとえば仮滞在は、日本に上陸した日(来日してから難民となる事態が生じた場合は、その事実を知った日)から6か月以内に難民認定申請をしないと許可されません。庇護希望者は、トラウマ(心的外傷)や言語の問題、難民申請制度についての知識の欠如、本国での体験からくる政府関係者に対する不

出入国管理及び 難民認定法の改正に あたって

信感など、様々な事情を抱えており、必ずしも一定の期間内に申請ができるわけではありません。この点について、改正法では、6か月以内に申請していなくても、「やむを得ない事情」がある場合には例外的に仮滞在が許可されるとしていますが、この「事情」の定義づけはされていません。このような例外的処置が、庇護希望者の置かれた特殊な状況に合わせて運用されるよう望まれます。

さらに、仮滞在が不許可になった場合も、既存の仮放免制度の基準が明確化されたうえでの柔軟な適用が期待されます。なお、仮滞在許可の条件の一つである迫害の「おそれのあった領域から直接」来日したという規定については、第三国に滞在した期間が非常に短く、そこでは庇護を与えられなかった場合でも「直接」入国したとみなすという、国際的な基準に沿った解釈が法務省から発表されており、これをUNHCRは注視していきたいと考えています。

(3) 難民として認定された人への定住者の在留資格取得の自動的な許可

これにより、認定された難民の日本における定住がより促進されるとUNHCR

は評価しています。しかし、この定住者資格取得の自動的な許可にもまた、①6か月以内に難民認定申請をしたこと、②迫害のおそれのあった領域から直接、来日したことなどという条件が課されています。

合法的な滞在の資格なしには、難民条約で謳われている労働の権利や、公的保険を受ける権利などが制限されてしまいます。改正法では定住者の在留資格の取得が自動的に許可されない場合でも、在留が特別に許可されることがある旨、規定されていますが、UNHCRは、上記の条件を満たさない場合でも、認定された人にはすべて安定した在留資格が与えられるように求めます。

(4) 難民審査参与員制度

異議申し立てに第三者である難民審査参与員が関わる制度が導入され、手続きの客観性と透明性が高まることとなりました。しかし、国際的基準に基づけば、異議申し立ては第一次申請の決定機関から独立した機関が扱うべきであり、全過程が法務省の管轄下にとどまり、最終決定権が法務大臣にある以上、今回の改正は十分とはいえません。また、UNHCRは異議申し立て件数を扱えるに十分な数の難民参与員が確保され、その意見が十分に尊重されるよう、体制の整備がされるべきだと考えています。UNHCRは、衆議院において採択された附帯決議にも勧告されているように、参与員に適切な人材を推薦するなど、新制度の運営には積極的に関わっていききたいと考えています。

UNHCRは、今回の法改正により、日本で保護を求める一部の庇護希望者を取り巻く状況が改善されることを歓迎しています。各国における難民条約適用の監督を任された国際機関としてUNHCRは、今後も改正入管難民法を通して日本の難民保護制度がさらに充実してゆくよう協力していききたいと考えています[※]。

注：UNHCRの見解について、詳しくは「出入国管理および難民認定法改正案についての見解」を参照 (<http://www.unhcr.or.jp>)。



外務省 国際社会協力部 政策課

山田 潤

モンゴルでのワークショップに参加して

私は6月7日から11日までモンゴルの首都ウランバートル市郊外で開催されたeCentre（eセンター）が主催する「緊急事態対応基礎ワークショップ」に参加する機会をいただきました。

「eCentre」とは、正式には「アジア・太平洋地域国際人道支援センター」といわれ、日本が国連に設立した「人間の安全保障基金」からの支援を受けて、UNHCRが2000年に創設した人道援助活動のための訓練センターです。UNHCRが長年蓄積してきた緊急人道事態への対応と人材訓練に関するノウハウをワークショップやインターネットを通じて伝えています。

私が今回参加したワークショップには、日本、モンゴル、中国、タイ、韓国、ロシアの国々の政府、NGO、国際機関の職員など35名が集まり、5日間、朝から夕方までこうしたノウハウについてみっちり学ばせていただきました。

私は外務省で「人間の安全保障」という日本の外交政策の柱の一つとされている理念と、この理念を実現するために日本政府が国連に設立した前述の「人間の安全保障基金」を担当しています。「人間の安全保障」とは国際社会のグローバル化を受けて発生した、個人の生存や安全に影響を及ぼしうる様々な脅威（地域紛争、感染症、難民・国内避難民の問題など）が国家を単位とする伝統的な安全保障システムだけで対処することが困難になってきたことから、人間一人ひとりをそうした脅威から保護するとともに、自らの力で脅威から身を守ることができるよう

に人々の能力を高めていこうとする考え方です。そして「人間の安全保障」は、こうした考えを実践するために国連システムの国際機関が世界各地で実施するプロジェクトを支援する基金です。

こうした職務の関係上、モンゴルで開催されるワークショップに参加するにあたっては、eCentreの具体的な活動に「人間の安全保障」の考えがどのように反映されているのかという点について特に注目しました。ワークショップでは、まず、人道支援の概念、人道支援活動の実施根拠（国際法、国内法）に関する講義を聴講した後、仮想の国で難民が大量発生した状況の下で難民支援活動を実施するというロールプレイングに全員が参加するという実践的な応用演習が行われました。

こうした一連の訓練の中で、私が最も感心させられたのは、難民が発生した緊急事態での対応ガイドラインがUNHCRにより、きめ細かく作られていたことでした。たとえば、難民キャンプの設営に際して、設営地の選定、テントなどの仮設住居や仮設トイレの設置、排水溝や井戸の掘削、飲料水の供給などについてこと細かく基準が設定されていました。この他、キャンプにおける食糧の配給についても適正なカロリー値、栄養素のバランスなどが定められていました。

実際の難民キャンプの立ち上げ作業を経験したことのない私自身は、もしかしたら緊急人道支援活動は拙速に行われているのではないかと想像しておりました。実際は、大量難

民が押し寄せるような一種の極限状態においても、こうしたガイドラインにしたがって、それを達成するための大変な努力が払われていることを知りました。また、人間が人間としての最低限の尊厳を保つためにこうしたガイドラインが作られていることは、困難な状況の中から立ち上がろうとする難民の方々の「人間の安全保障」を確保するための第一歩であると確信しました。

なお、人間の安全保障基金では、本年2月にUNHCRが実施する「ザンビア・イニシアティブ」プロジェクトへの支援を決定しました。これはアンゴラをはじめとする周辺国から約15万人の難民を受け入れて^{かんがい}ザンビア西部州において、難民を灌漑・農業事業に参画させることにより、難民が受け入れ国のコミュニティに貢献しうる一員となるために支援する活動です。このプロジェクトに見られるように、難民の方々に対する支援は「人間の安全保障」にとって引き続き重要な分野になっていくと考えます。

UNHCRやeCentreの活動を通じて「人間の安全保障」の考えが今後も推進されていくことを期待しています。



緊急事態が起こり難民が発生。この事態にいかに対応するかを学ぶためのシミュレーションに参加する筆者。 UNHCR/eCentre



ヨルダンの首都アンマンのUNHCRの事務所と同僚とともに。写真提供：筆者

私とUNHCR

UNHCRジュネーブ本部
中央アジア・南西アジア・北アフリカ・中東局
イラク支援上級デスク担当

おだ やすこ
織田靖子

スタッフプロフィール

Staff Profile

2004年6月末、約700人のソマリア難民が帰還し、80年代は世界最大であったエチオピアのハルチシェイク・キャンプがついに閉鎖されました。そのニュースをジュネーブ本部の速報掲示で目にした時、いろいろな光景が頭の中をよぎりました。最初に帰還を実現した7年前、上司や仲間と喜んだこと、砂漠地帯で粉塵が凄かったことなどです。私はエチオピア東部の州都ジジガで96年から2年半ほど勤務しました。何よりも苦労したのは、ソマリア難民が世界から忘れられ、援助資金が足りなかったこと。帰還の援助も、旱魃の間の水の緊急援助も、治安が悪くて困難でした。その上、「治安が悪いから援助金が集まりにくいのだ」と言われる、そこに実際住んで働いていた私はひどく憤慨したものです。

私は子どもの頃から外国に興味がありましたが、縁がなくて日本で生まれ育ち、兵庫県のある自宅から一番近い中学と高校(小林聖心女子学院)、そして大学(関西学院大学法学部)に通い、大阪の企業(当時、鐘紡株式会社国際部)に就職しました。お見合いの話も実はあったのです。

そんなある日、地下鉄で通勤中、「青年海外協力隊員募集中」との広告が目前にあり、説明会がすぐ隣の駅だったので行ってみました。隊員になれたらいいな

とは思いつつもどうせ受かるはずはないと全く期待していませんでした。ところが数か月後、秘書隊員に合格し、アフリカのマラウイに派遣が決まりました。25歳で初めての一人暮らしと海外生活。はるか彼方のアフリカ大陸が楽しみでした。

マラウイでは隣国モザンビークから100万人もの難民が流入し、私はマラウイ政府職員として大統領府、食糧援助部で食糧の在庫管理と難民登録を担当しました。今思えば、偶然にも、難民の受け入れ国政府側の立場を経験したのはとても良いことでした。赴任直後に難民関係の国際

第10回

会議があり、そこで初めてUNHCR、WFP(世界食糧計画)、ユニセフ、赤十字などの機関と出会いました。

隊員としての任期が終わる頃、多国籍チームで動く国連に魅力を感じて、UNV(国連ボランティア)の緊急

派遣で91年、湾岸戦争直後イラクのWFP事務所に、その後イギリスで国際開発学の修士号を取得。92年にJPO^注としてUNHCRのザンビア事務所に派遣され、次の任地モザンビークでは念願のフィールド担当官になり、前述したエチオピア、バルカン半島を経て、ジュネーブ本部の資金調達部、去年からは同本部のイラク支援班に勤務しています。

去年8月のイラクのバグダッド国連本部を狙ったテロ事件後、UNHCRも他の国連機関と同様に外国人職員を一時引き上げ、隣国ヨルダンとクウェートに拠点を移しました。あの爆破事件の当日まで、イラク難民の帰還と戦後復興の大きな援助活動の準備に忙しい毎日で、その日は偶然、バグダッドのUNHCR職員とメールのつながりをチェックしていました。同僚は事務所のメールの調子が悪く書類が送れない、少し離れた所にある国連本部のインターネットを使って送ろうかと書いてきました。私はそんなに急がないので今度でいいよと返事をしました。もし、あの日同僚が本部に行っていたらどうなっていたらとぞっとします。大勢の素晴らしい方々が亡く

なった恐ろしい日でした。

当然ですが何よりも治安が重要です。治安次第で、ある期間、職員が直接現場で活動できないという事は時々あります。しかし、工夫して活動を継続し、難民や現地の人の心の支えとなり、将来への希望をつなげる事も大切です。UNHCRは今、イランなど周辺国でどうしても帰国したいというイラク難民の家族に支援をしています。イラク国内では政府難民局と連携して復興計画の一部を立てたり、帰還民の家の再建用の資材を提供したり、今後予想される土地や住宅の所有権問題や国籍問題などに対処できるよう現地の職員や協力団体の訓練を行っています。さらに、イラク国内のパレスチナ難民などに対して、難民キャンプの整備をはじめとする支援活動を続けています。現地の治安が悪いため計画通りに進まない事が多く、ストレスもたまりますが、できることから責任を持ってしておくようにしています。それで将来の結果が大きく違って来るからです。9.11以後の世界、大きく揺れる世論に左右されることなく、小規模でも本当に大切な事を続けてゆくことがチャレンジだと思っています。

将来UNHCRなど、国連機関で働きたいと思っている若い方には、まず実際に途上国で働いたり暮らしてみても、国連や難民関係の仕事の良いところも悪いところもある程度納得してから職員になる方が良いでしょう。基本的な学問や語学力は必須ですが、それに加えて幅広い趣味や知識、日本での職務経験、新しい発想、説得力などが国際的にも競争社会で役立つように感じます。仕事でも生活でも比較的未知なことや冒険が多いので、そんなことが素直に好きかどうかとても大切だと思います。

注：JPO-各国政府が給与などを負担して、国連職員をめざす35歳以下の若者に国際機関での職務経験を提供するというもの。日本では、外務省国際機関人事センターがこの事業を実施。



右端が筆者。マケドニア北部で帰還民の家族とともに。左端はアシスタントであった現地職員。写真提供：筆者

「難民」 誌から



「Refugees」誌 通巻135号より

もう故郷は安全か？

ルワンダのジェノサイド(民族大量虐殺)から10年たった今
一部の難民たちは帰還できることを初めて知った。

キティ・マッキンジー 著

2004年1月4日。アントワース・ブテラ(56歳)の胸に、その日は深く刻まれている。ルワンダで起きたジェノサイドの大混乱と殺りくを逃れて7年以上がたったこの日、故郷は安全になり、長く音信が途絶えていた家族を探しに帰っても大丈夫だという知らせが、ブテラの元にも届いたのだ。

大工だったブテラだが、コンゴ川流域に広がる熱帯雨林の奥深くで、何年も雑役夫として孤独な生活を送っていた。ごく近くの村で起きたことを除けば、文字通りどんな情報からも切り離された生活を送っていたため、故郷では

まだ大虐殺が続いていると怯えていたのだ。

ところが今年に入り、ブテラは国連の運営するラジオ局、ラジオ・オカピーが、ルワンダ情勢の大きな変化を報じていると隣人から聞いた。

「そのとき初めて平和になったのだと知りました」と、髪にも髭にも白いものが目立つようになったブテラは、避難生活を終えて故郷まで行くトラックを辛抱強く待ちながら語った。「とても嬉しかった。故郷への道を示してくださいと神に祈りました」。1996年に彼がルワンダを離れた時、故郷に残った妻と9人の子どもの「生死さえもわからない」。帰って家族を探したいと言う。

ルワンダではジェノサイドがピークに達した1994年に230万人以上が避難。その後数年間、政治的・軍事的に不穏な情勢が続いたため、さらに何万人もが故郷から逃れた。そのほとんどは1996年までに帰還したが、依然として6~8万人が近隣諸国に散らばったまま。多くは既存の難民キャンプで生活しており、地元当局の許可を受けて2005年末までに帰還する見通しだ。

雨林の中の生き残りたち

だが、もっとも辛い経験をしてきたのは、広大な隣国コンゴ民主共和国(以下、コンゴと略)の奥地に姿を消したブテラのような「熱帯雨林の生き残りたち」だろう。彼らは第二次

大戦終結から数十年もたってフィリピンのジャングルから這い出て来た元日本兵のように、突然思いがけず木々の間から姿を現さない限り、その存在は忘れられるにちがいない。

彼らはみな似たような背景をもつ。1990年代に故郷の町や村を離れて恐怖に怯えながら森に逃げ込み、何年も不安の中で生き、ほとんど世界からも隔離した生活を送っていた。たとえルワンダに平和が戻ったと聞いても、ジェノサイドの片棒を担いだと非難されることを恐れて、帰国を何年もためらい続けてきた。

現在ルワンダに帰還している人たちの多くは、当初コンゴ側の国境沿いにあるキャンプに避難していた。しかしインテラハムウェ(フツ系民兵組織)とその支持者への報復をもくろむルワンダ軍ら武装勢力に追われ、1996年にコンゴ川流域の密林に入った。アフリカ中央部を追われている間、何千人もの人々が人知れず殺されたり、疲労や病気のために死んだりしていった。なかには何か月もかけて数千キロを歩き回り、アフリカ大陸を西へ横断し、とうとう大西洋までたどり着いた者もいる。しかしほとんどは奥地に定住し、女性はそこで子どもを産んだ。住居を与え、レイプから守ってくれる地元のコンゴ男性と結婚した女性もいる。多くの難民は近くの村の短期労働者となり、森に小枝や葉で小屋をつくり、木の実や果実を食べて生活した。このような生活がルワンダでの情勢の変化が伝わるまで続いた。

人道危機の終わり

史上まれにみる悲劇的で複雑なこの人道危機に完全に終止符を打つべく、UNHCRは最近広報キャンペーンを開始し、ルワンダ難民に森から出てくるよう促している。ラジオ・オカピーも同様のメッセージを流しており、ブテラらルワンダ



UNHCR/B. HEGER/DP/RWA・2004

UNHCR/B. HEGER/DP/RWA・2004



数年にわたる避難生活の後、今年のために帰還してきた難民。右の女性はコンゴから、左はウガンダから帰還した。

人の一部に明らかに影響を与えている。しかし推定1万7000～3万人にのぼるインテラハムウェの中核メンバーとその支持者が、これに応じる可能性は低い。

UNHCRが危険な奥地の周辺に設置した数か所のセンターには、森から出てきた避難民が毎週700～800人やってくる。そのほとんどが女性と子どもだ。子どもたちの多くは避難先で生まれ、まだ「故郷」を見たことがない。彼らは名前を登録し、当面必要な援助物資を受け取り、列車でルワンダ国内の中継センターに移動し、そこから故郷の町や村へと帰っていく。

ただし、かつてルワンダ軍やインテラハムウェの兵士だった人々は、他の難民とは別に、数週間、再教育キャンプで新生ルワンダのルールを学ぶ。このプログラムでは、ツチ系とフツ系といった民族性、そして民族間の激しい敵対意識は過去のものになったことを強調する。

コンゴの町ブカブで帰還民の健康診断を担当する看護師のブリジット・バンビルによると、女性と子どもたちの身体には厳しい生活の痕跡が残っており、マラリアや呼吸器系の感染症、皮膚病、性感染症、さらにはエイズにかかっているという。

故郷に帰ってからも新たな困難が待っている。ルワンダはアフリカでもっとも人口密度が高く、世界最貧国の一つだ。人口の90%は農作物で生活しているが、十分というわけではない。現在も住居を必要とする人は何万人にもなる。また、外国で生まれた子どもたちは、故郷で使われているキニヤルワンダ語ではなくスワヒリ語を話すことが多い。

小さな奇跡

ジェノサイドは、今も人々の生活に暗い影を落としている。フツ系のセバスチャン・マジムパカ（32歳）は、ツチ系とフ

ツ系が混在するルワンダ南西部の村ブレメラに帰ってくるまで「ルワンダに帰ったら刑務所に入れられると聞かされたので、密林にいたのです」と語る。

「隣近所とはうまくいっています」と言うのは、ツチ系のロレンス・ムウィテンデだ。「でも他にも困難があります。たとえば食べ物を手に入れるだけでも大変です」。農作業で1日に、米ドル相当額で34～50セントを稼げることもあるが、彼女はそれで4人の子どもを養わなくてはならない。近所の家のマニオカの葉しか食べ物がないことも少なくない。もう一人いた子どもは、貧しくて医者に診せられなかったため死んだ。

ルワンダ・コンゴ国境に話を戻そう、アントワヌ・ブテラがちょうど国境を越えていた。1994年に避難した時は、この倒れそうな検問所とルジジ川にかかる軍事橋は、大虐殺を逃れようとパニックを起こした何万人もの難民でいっぱいだった。

しかし今回、小さな帰還民の集団は混乱も遅れも一切なく、1時間もしないうちに通過することができた。UNHCRのコンボイ（トラック輸送隊）が目的地に到着すると、ブテラの年老いたおばがびっくりするような知らせを持って待っていた。「おばが一体どれくらい長い間、コンボイが到着するたびに私を探しにきていたのかわかりません。でも、今日、こうして私を出迎えてくれた。」そしてブテラは続けた。「私の家族はみな生きていて、キガリに住んでいることがわかりました。9人の子どもたちと母親、10人全員が生きていたんです！」

ルワンダで起きた大惨事と大混乱を考えると、家族全員が生きていたという事実は、まさに小さな奇跡といえるだろう。



故郷への思い深く メヘバ難民キャンプを訪ねて

毎日新聞 大阪本社 社会部
なか お た く じ
中尾卓司

衛星携帯で電話する筆者。難民の子どもたちが珍しそうに集まってきた、メヘバ難民キャンプの出発センターで 撮影：梅村直承（毎日新聞）

難民約21万人を受け入れているアフリカ南部最大の受け入れ国ザンビアで、メヘバ難民キャンプを訪ねた。首都ルサカの北西約400キロのメヘバ・キャンプには、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジなど周辺国を逃れた難民約3万人が暮らす。訪れたのは「世界難民の日（6月20日）」、今年のテーマは「故郷と呼べる地」だった。難民たちの故郷への思いは強く深かった。

「ダンダダン、ダ、ダ、ダ、ダン」。太い木の幹をくり抜き、牛の皮を張った「インゴマ」と呼ばれる太鼓のリズムが周囲に響く。ブルンジ難民たちが白、緑、赤を基調にしたカラフルな衣装を身につけ踊っていた。難民の日の記念イベントの一つとして、ブルンジの伝統的なダンスが披露された。

リズムカルなダンスに合わせ、ブルンジ難民たちは、キャンプに住む住民がエイズで倒れるまでを寸劇に仕立てて演じた。難民コミュニティーにも迫っているHIV・エイズの脅威を訴えるパフォーマンスだった。戦乱を逃れて平和なザンビアに来た難民たちだが、戦争に加え、エイズ渦にも直面している。

このグループのまん中で、ジュリアス君（15歳）が太鼓をたたいた。ジュリアス君も戦乱をかいくぐってザンビアにたど



世界難民の日のイベントで、太鼓演奏を披露するブルンジ難民のジュリアス君 撮影：梅村直承（毎日新聞）

りついたブルンジ難民の一人だ。ブルンジから逃げる途中、川を渡ろうとした際、父親は銃弾で撃たれた。母親も亡くなった。離れ離れとなった他の家族の消息は分からないまま、一人ぼっちになった。

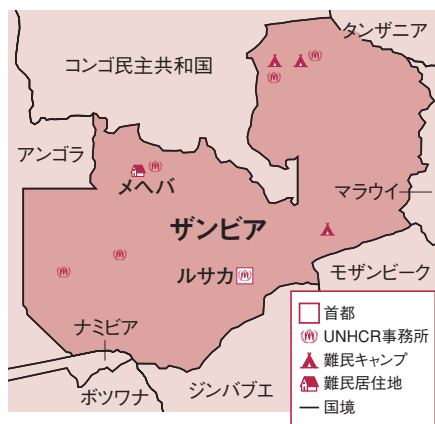
ジュリアス君は今、身寄りがいない同じ境遇のルワンダ難民の少年2人とともに、3人だけで暮らす。UNHCRやNGOの支援を受けメヘバ高校に通っているが、生活は厳しい。週に2回は「ピース・ワーク」と呼ばれる奉仕活動に加わり、食糧や生活必需品を受け取る。

家族のいない3人にとって、自分の将来を切り拓く礎は教育しかない。ブルンジの公用語はフランス語、ザンビアで苦勞して英語を覚えた。ジュリアス君は英語で記者の質問に応え「ここで高校を卒業したい」と訴えた。そして、「ブルンジはとても大切な場所。でも、今帰っても自分は一人。親類もいない」と語った。ジュリアス君ら10代の少年の前に厳しい現実が立ちちはだかる。少年の笑顔だけが救いだった。

同じ日に、アンゴラ難民の帰還準備も始まっていた。毎週1回500~700人の難民が何台ものバスに分乗して、祖国アンゴラに向かう。

「ようやく、アンゴラに帰れる」。夢にまで見た帰還を目前に、どの顔も希望に満ちあふれていた。帰還は火曜日だが、出発準備が始まった2日前の日曜日にはメヘバの入口近くにある出発センターは、もう300人を超えるアンゴラ難民が集まっていた。生活物資を詰め込んだ大きな荷物の山ができ、活気に包まれていた。

メヘバ・キャンプは1971年に開設され、面積が820平方キロもある「難民の町」だ。この日、帰還準備に集まったのは、メヘバに来てから数年代の比較的



祖国アンゴラに続く道で帰還を待ち望むチャイラさん一家。フェリアちゃんは「さよなら」というように手を振った、メヘバ難民キャンプで 撮影：梅村直承（毎日新聞）

新しい難民が多かった。

92年から12年間、メヘバで暮らしたジャクソン・チャイラさん（25歳）の一家3人も出発の手続きをしていた。妻チャリットさん（19歳）、生後8か月の長女フェリアちゃんと一緒にいたチャイラさんは「この日を待ち焦がれていた。生活は苦しく、大変だった」と振り返った。

帰還する人々には、厳しい現実が待ち受ける。メヘバにとどまる別のアンゴラ難民は「まだ帰還を考えられる状況ではない」と小さな声で打ち明けた。「内戦は終わったとはいえ、アンゴラには移動の自由はない。民主主義が定着したわけではないからだ」。帰還しても元の生活拠点に戻れるとは限らず、メヘバでの生活が長いほど不安がよぎるといふ。

しばらくはメヘバにとどまることを決めた難民たちは、故郷に対する深い思い入れ、すぐに帰れない複雑な思いを口々に訴えた。「故郷と呼べる地」をめざす人々をどう支えるのか、難民支援は新しい局面を迎えつつある。逃げてきた元の国に帰還できる場合にも、第三国に定住する場合にも、どうやって平和な暮らしを取り戻し、安定につなげていくのか。生活支援、復興支援に対するニーズはますます高まり、国際社会から多面的な支援が求められている、と実感した。

「世界難民の日」によせて

写真提供…外務省



世界の人々が世界全体の平和と安全を願い、その実現のために数々の努力が続けられているにもかかわらず、現在も、地球上には2000万人以上ともいわれる難民や国内避難民の方々がおられます。彼らは、内戦等による戦禍や迫害を逃れるためにやむを得ず愛する祖国や住み慣れた

土地を離れて厳しい生活を強いられた方々です。そして、このような人道危機において最も大きな犠牲を強いられるのは、常に女性や子どもを始めとする社会的弱者です。このような弱い立場にある人々を保護し、支援し、そして自立できるようにエンパワーしていくことは、国際社会が一致して取り組むべき重要な人道上の課題です。日本政府も、市民社会と協力しながら、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を始めとする国際人道支援機関等を通じ、積極的な支援を続けています。

急速に進むグローバル化の中で地域紛争や内戦等が未だに後を絶たない今日の世界において、国家が個人の安全を必ずしも十分に保障することができないケースが数多く発生しています。このような状況の中で、人間一人ひとりを尊厳ある存在として尊重し、個人個人の保護と能力強化を通じた社会づくりを目指そうという「人間の安全保障」の観点が、これまでも増して重要になっています。人間には、一人ひとり顔があり、名前があり、そして尊厳があります。それは難民の方々であっても同じことです。日本政府は、個人を人間として尊重するというこの「人間の安全保障」の理念の国際的な普及と現場での実現のために、最大限の努力をしています。

しかしながら、難民問題を巡る状況には暗いニュースばかりがあるわけではありません。近年、アフリカの多くの国々では、平和の定着が進み、多くの難民の方々が母国に帰還する動きがみられます。また、アフガニスタンでも、ここ数年で数百万人もの難民の方々が母国に帰還し、社会復帰と定着のための努力が続いています。いつの日か世界に「難民」という言葉が無くなる日が来ることも全くの夢ではないと思います。6月20日は、国際連合が定める「世界難民の日」です。この機会を、皆様一人ひとりが難民問題をより身近なものとして捉え、問題の解決のために何ができるのかについて考える契機として頂ければ幸いです。



平成16年6月20日
外務大臣 川口 順子

2004年 「世界難民の日(6月20日)」 安全で尊厳のある生活を 再建できる故郷と呼べる地

6月20日は国連総会で定められた「世界難民の日」です。今年もこの日にちなみUNHCR（国連難民高等弁務官）駐日地域事務所は、6月18日（金）～7月14日（水）まで東京渋谷のUNハウス（国連大学ビル）UNギャラリーにて「世界難民の日」写真展（後援：外務省、協力：写真家、沼田早苗氏、オリンパス株式会社、日本国連HCR協会、展示参加：シャンティ国際ボランティア会、ジェン、難民を助ける会、反差別国際運動、ブリッジ エーシア ジャパン）を開催しました。

初日6月18日の写真展開催記念イベントには、約140名が参加し満員に。外務省国際社会協力部、石川薫部長の来賓挨拶に続き、UNHCR駐日地域副代表が視察したアフリカ、チャドにおけるスーダン難民の緊急援助の様子を、さらにアフガニスタン事務所の元フィールド担当官がアフガニスタンの現状を報告。そして、タイのミャンマー難民キャンプを訪れた感想を写真家の沼田早苗氏と宮崎京氏（2003ミス・ユニバース®ジャパン）が語り、参加者は熱心に耳を傾けました。この様子は、新聞や雑誌、テレビにもとりあげられました。国連大学ビルでの写真展はこの日から約1か月間開催され、計2100名が来場されました。

一方、パリナック（PARinAC）NGO合同協議会と共同で行った講師派遣は、北は宮城県から西は広島県まで、全国12団体からの依頼があり、NGO諸団体（アドラ・ジャパン、RI-Japan、シャンティ国際ボランティア会、ジェン、難民を助ける会、難民事業本部、ワールド・ビジョン・ジャパン）と日本国連HCR協会、そしてUNHCRが難民問題や人道援助について、計約1300名の方に話しました。

6月20日（日）には、東京・調布市で日本に在住している難民や庇護申請者、日本人サポーターなどが参加したフットサル大会（フットサル大会実行委員会主催）が開かれた他、大学やNGO、自治体、青少年団体、宗教団体などによって難民の写真展をはじめ街頭募金など様々な活動が行われました。このように「世界難民の日」にちなんだ多くの催しが開かれ、多くの人々に世界の難民について考えていただく機会となりました。

来年の「世界難民の日」には皆様も一緒に世界の難民の日

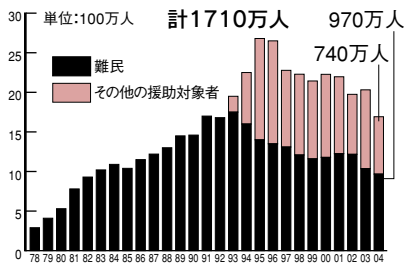


UNHCR

UNHCRの援助対象者の数が減少

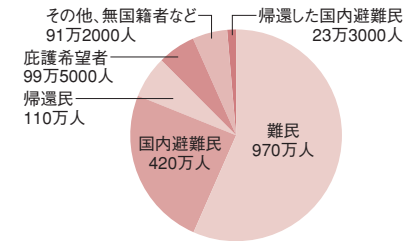
2004年1月1日現在、世界の難民や国内避難民などUNHCR援助対象者の数が18%減少して1710万人となった。これは過去10年間で最も少ない値である。ルー・ド・ルベルス難民高等弁務官は、「世界難民の日」(6月20日)に最新の統計(暫定)を発表し、「数の減少は、①数百万人もの避難を強いられた人々の解決策を見出す国際的な努力がこれまで以上に払われ、②数年あるいは数十年間続いていた『長期化した』難民問題を解決するためのUNHCRや協力団体による継続的な努力が功を奏したからだ」と述べた。

■ 難民およびその他の援助対象者数 1978-2004

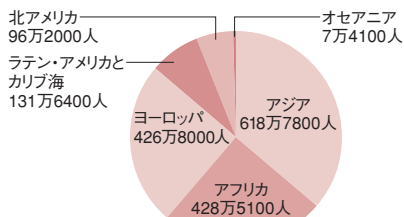


高等弁務官は、この統計は2004年の「世界難民の日」のテーマ「故郷とよべる所」を象徴し、世界約120か国でのUNHCRと協力団体の活動の成功を示すものであるとした。「UNHCRの援助対象者数は、私が着任した2001年初頭の2180万人から1710万人まで減少し、全体として約22%の低下である。この統計結果は、特に過去数年間に帰還するなど、生活を再建する新たな場所を見出した人々にとっては大きな励みだ。長い年月にわたった避難生活の終わりと、将来への新たな希望のある生活の始まりである」と高等弁務官は語った。

■ 援助対象者 合計1710万人



■ 援助対象者 (地域別)



■ 難民受け入れ国 上位5か国

①パキスタン	110万人*
②イラン	98万5000人
③ドイツ	96万人
④タンザニア	65万人
⑤アメリカ合衆国	45万2500人

この国々ではいずれも難民数が2~25%減少した。

■ 難民数 (出身国別) 上位3か国

①アフガニスタン	210万人*
②スーダン	60万6000人
③ブルンジ	53万1600人

*パキスタン政府による調査(2001年調査が最新)には、都市部に住むアフガン難民や移民など計160万人の数は含まれていない。最近のイランで実施された登録では2003年よりも60万人多い難民数が報告されている。アフガン難民数については、今年、両政府と協議しつつ更新する予定。

■ 難民数の動き

難民の総数が970万人になったことで昨年の1060万人よりも92万人(約10%)少なくなり、2年連続の減少となった。難民数を地域別にみると、中央アジア・南西アジア・北アフリカ・中東地域で13%、アジア・太平洋で10%、アフリカで7.3%、そしてヨーロッパと南北アメリカでそれぞれ5%減少した。アフリカで増加したのは西アフリカだが0.6%にとどまった。現在UNHCRは、アフリカ9か国(アンゴラ、シエラレオネ、リベリア、スーダン、エリトリア、ソマリア、ブルンジ、ルワンダ、コンゴ民主共和国)において200万人をこえる難民や数百万人の国内避難民の最後の自主帰還を行っている。

■ 2003年に帰還した難民(出身国別) - 110万人

①アフガニスタン	64万6000人
②アンゴラ	13万3000人
③ブルンジ	8万2000人
④イラク	5万5000人
⑤シエラレオネ	3万3000人
⑥ルワンダ	2万3000人
⑦リベリア	2万1000人
⑧コートジボワール	1万6500人
⑨ボスニア・ヘルツェゴビナ	1万4000人

この2年間でかつて例を見ない規模の自主帰還がすすみ、これまでに難民350万人が祖国に

帰還した。その大多数はパキスタンやイランで暮らしていたアフガン難民である。「アフガン難民のここ数年にわたる母国への帰還には目をみはるものがあり、これは、継続的な国際社会の関心に支えられたUNHCRとこの地域の協力団体の支援の成果である。この影響は、多くのアフガン庇護希望者がめざした遠く離れたヨーロッパでも同様に見られた。しかし難民が帰還していく他の国々では、帰還から再定住、復興、そして長期的な再建の過程で、これからも継続的な国際支援と投資を必要としている。そして、この難民の帰還が続けば、私たちは難民が故郷に戻り再定住できることを確認できるだろう」と高等弁務官は語る。この他、たとえばイラクやリベリアへの自主帰還をUNHCRはまだ促進してはいないが、帰還を希望する人々も多い。

■ 新たに難民を生み出した6か国 (1万5000人未満は含まない)

①スーダン*	11万2000人
②リベリア	8万7000人
③中央アフリカ共和国	3万3000人
④コンゴ民主共和国	3万人
⑤コートジボワール	2万2000人
⑥ソマリア	1万5000人

*ダルフル地方での民兵集団による攻撃からチャドに逃れた難民が含まれるが、2004年8月現在で約15万人(詳しくは、p.3-4を参照)。

■ 新規の庇護・難民申請数(出身国別) 上位9か国

計約80万7000件の申請が141か国で提出された。

①ロシア連邦	3万8900件
②中国	3万7100件
③セルビア・モンテネグロ	3万6700件
④コンゴ民主共和国	3万5800件
⑤トルコ	3万3800件
⑥イラク	3万2100件
⑦コロンビア	2万9400件
⑧アフガニスタン	2万2400件
⑨ナイジェリア	2万1300件

庇護希望者、約15万に難民の地位が与えられさらに4万人が人道的理由から滞在が認められた。

UNHCRの難民統計には「国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の援助するパレスチナ難民は含まれていない。

お知らせ 小林正典「命をみつめて—世界の難民」写真展

- 期間: 2004年9月18日(土)~29日(水) (休館日なし) ※9月23日(祝・木)には午後2時より3時30分まで、講演会(小林正典氏ほか)を予定。
 - 時間: 10:00~17:30(18:00閉館)
 - 場所: UNハウス(国連大学ビル)1.2階 UNギャラリー(地下鉄「表参道駅」B2出口より徒歩5分)
 - 主催: UNHCR(国連難民高等弁務官) 駐日地域事務所
 - 協力: 清里フォトアートミュージアム(K・MoPA) 日本国連HCR協会(UNHCR日本委員会)
- 小林正典氏は、長年世界各地を回り、難民や国内避難民の写真を撮り続け、UNHCRにも多くの貴重な写真を提供して下さっています。詳細はUNHCRのホームページ(www.unhcr.or.jp)をご覧ください。

日本と庇護

「世界で一番平和な日本に住めることが嬉しい」

シラク・アラヤさん Sirak Araya

シラク・アラヤさんは、1977年エリトリア（当時はエチオピア、1993年に独立）の首都アスマラで9人兄弟の8番目として生まれたエリトリア系エチオピア人。父は高校の教師で後に校長になったが、すでに病死した。

シラクさんは大学で化学を専攻したが、ビジネスを始めたいと考え大学を中退した。エチオピアに来ていた韓国のビジネスマンから日本の自動車産業の話聞いた。日本は遠く、何も知らない国であったけれど、ビジネス・チャンスがあるかもしれないと、97年11月に来日した。「でもその時は、まさか自分が国に戻れない難民になるとは思ってもみなかった」とシラクさん。

翌98年、エリトリアとエチオピアとの間で国境紛争が起り、エチオピアにいるエリトリア系の人々が拘束され、送還されるようになった。しかし一方、エリトリアでもエチオピア人という理由で法的な地位は不安定で国籍も得られない。海外にいるエリトリア系エチオピア人の友人から「今、エチオピアに帰国すると危険だ」との知ら



せがあった。「でもどうしていいかわかりませんでした。難民申請については長い間、知らなかったんです」。そのうち人権関係のNGO（非政府組織）から聞き、99年シラクさんは日本で難民申請を行った。

帰国することができなくなり、日本の製品をエチオピアで売るというビジネスの夢も潰れ、当初持ってきたお金もなくなった。英語など数か国語できるが、日本語はわからないシラクさん。「ごく僅かなエチオピア人を除くと知り合いは誰もいなくて……。言葉の壁に一番苦労しました」。彼は、これ

までに果物や野菜の梱包を行う会社に勤めたり、2000年から2年間はコンピュータと英語の学校の営業をしたり、レストランでウェ이터やアシスタント・マネジャーとして働いてきた。

シラクさんの難民申請は2000年に却下され難民とは認められなかったが、UNHCRより難民性を有すると判断された。その後、2001年に日本政府から人道的な配慮として「在留特別許可」注を得た。「安心しました。これで戦争がなく平和な日本で落ち着いて暮らしていけると嬉しかったです。許可してくれた日本政府にとっても感謝しています」。

現在、彼はレストランに勤めるかわら、モデルやタレントの仕事をしている。日本に来て7年、日本人の友達もたくさんできたシラクさんは日本に帰化したいと現在申請中だ。日本語も「日本人とデートするにはまだ困ります」と笑いながら答えるほど上手になった。「ただ、日本人は欧米の人々に較べると、自分たちの社会に難民がいることに慣れていないと感じます。難民は不公正の被害者であって、受け入れ社会に対して脅威ではないと理解して欲しいです」。

注：在留特別許可＝難民とは認定されなかったものの、人道的な理由から在留を認められる特別な許可。

スーダン難民に 緊急支援を！



難民キャンプにたどり着き、地面に座り込む老人 J4U/S.Inoue

武装兵に襲われた人々がスーダン西部ダルフル地方から、隣国チャドへ緊急脱出を続けています。その数は20万人に達する勢いです。雨期が訪れ、豪雨が道を寸断している中、UNHCRは引き続きキャンプを設営し、難民の移送、援助物資の配給を進めています。

この緊急援助には、当初の予定を大幅に上回る約60億円が必要です。しかし、国際社会の関心は薄く、まだ半分しか集まっていません。

決して豊かでないチャドの地元民がスーダン難民を迎え入れています。日本の皆様の力強いご支援をお願いいたします。

郵便振替口座：00140-6-569575

加入者名：HCR協会

（通信欄に「緊急ファンド」とご記入ください。）

UFJ銀行 青山支店 普通 5251034

三井住友銀行 渋谷駅前支店 普通 3478195

口座名：エイチシーアールキョウカイ

（皆様のご住所等を別途ご連絡ください）



認定NPO法人
日本国連HCR協会

Tel.03-3499-2450 Fax.03-3499-2273
ホームページ <http://www.japanforunhcr.org>

（皆さまのご寄附は寄附金控除の対象になります。）